

走りと盗みと差火、鶴と鯨

——天和二・三年御留守居所日記を読む——

吉 積 久 年

萩城下、橋本川と外堀とが合するところに極く小さな中州（中須賀と称され、今は常盤橋の脚下にある）がある。ここから、女人の死骸が犬によって掘り当てられた、と天和二年（一六八二）正月十日の記事はいう。誰が、如何なる訳をもって埋めたものかは記されていない。

そして、また、この記事の後段には、同じ萩の松本諏訪ヶ谷の奥で、近日同地辺りを徘徊していたという非人が行倒れるとも記される。遅れて二月四日の条には、つぎのような記述に当たるとある。

「一 山代之内百性走り、或は飢死、或は病死之者有之ニ付而今日佐伯長右エ門申出候、左記之

一 式人

府谷村昏漉 治兵衛

同人女

右十二月廿四日之夜

一 四人

四馬神村昏漉 久三郎

走りと盗みと差火、鶴と鯨（吉積）

走りと盗みと差火、鶴と鯨(吉積)

二〇

右正月三日之夜

同人女
同人子式人

一 壹人

深川村門男

十助

右正月十一日

一 四人

四馬神村昏漉

徳介
同人妻
同人子式人

右正月十二日之夜

一 四人

黒沢村

与二郎
同人女
同人子式人

右正月十四日之夜

以上拾五人走り百性之分

一 壹人

郷村

一 四人

黒沢村

一 三人

四馬神村

一 九人

本谷村

以上拾七人男女とも二

右正月廿日迄二飢死之者如此

一 拾三人 男女とも二 在郷市中

右旧冬月今正月十七日迄二病死之者如此

以上一

走り(出奔・欠落)・飢死・病死の者、総計四五人。宰判という地方行政の最大単位で、このように書留められた記事は、これを唯一とする。山代には、五月十二日、「類病」はやり患者多数にのぼるとい理由で、医師ひとり^(注8)が派遣されてもいる。

正・二月の両月間に、右以外「飢死」との記事が、美祢宰判で山伏一人、萩町に隣る当島宰判玉江浦で非人一人の例(ともに二月十六日記事)がある。また「寒死」と記された例(正月二十四日、当島宰判椿東の香川津で女非人六十歳ばかり)や行倒れ三例(奥阿武宰判二人、当島宰判一人)がある。

当館架蔵の毛利家文庫「御留守居所日記」(日記?)は二冊から成る。天和二年及び三年にのみ限って遺存するが、兩年ともに一一冊で、二年分は二月分が朔日から十七日までしか見当たらず、十日までが正月分に、余す十七日までが三月分に合冊されているし、三年分は三・四月分を全く欠き、閏五月分が加わる。

「御留守居」とは、「藩主の在国或は参勤により加判役とは別に藩地或は江戸にそれぞれ留守居を置いたが、多くは

走りと盗みと差火、鶴と鯨(吉積)

二二

加判役のものが兼務したようである。御国留守居役には一門八家（注9）の中から数人を任じ、藩主に代り合議して国政を処理し諸士を統監せしめ（注10）たもので、この当時、藩主毛利綱広が長患いで延宝元年（一六七三）以来江戸にあって、当職（国家老）は毛利外記就直（注11）、国留守居に加判役の毛利織部佐就詮（注12）と益田与三左衛門就恒（注13）が当たっていた。毎月月はじめなどに当職、留守居役らの寄合が行われていた。ただし、当職が留守の場合、留守居役の一方が月替わりで国政を統轄した（注14）。よって、当史料の表題に、「今月益（田）与三左衛門殿御勤」（二年正・九月）、「今月毛（利）織部殿御勤」（二年二・八月）などと記される。毛利外記のこのときの留守は、ともに江戸に上っていたことによるものである（注15）。綱広が退き、吉就が家督を継いだのが、二年二月二十七日のことである（注16）。なお、二年二月初日の記事には、毛利織部・益田与三左衛門は「御老中」と表記され、別に「休足御老中」として福原隠岐・繁沢二郎兵衛（注17）の名がある。かくして、当該日記の第一の目的は、国政の最高責任者たる当職（当職の留守中は月番留守居役）の動静を明らかにすることにあつた。「外記殿御事、去ル九日萩御着二付而今日より外記殿御用被成御所勤、織部殿より御用物今朝運申候支」（二年二月十一日）、「朝飯後外記殿御事御勤二御出、昼時分御帰被成候事」（二年十一月十一日）、「朝飯後与三左衛門殿御藏元御出被成候、織部殿も御出座にて七ツ過御退去之事」（二年正月十三日）といった如くで日々記載事項のおよそ筆頭に記されている。

次に、諸役所から出される申請等に対する許認可決裁事項、あるいは報告や届出事項、飛脚の発着等々の記事からなつて、内容はまさに国政万般にわたつているといってよく、当時の社会状況を把握するに好適な史料となっている。ただし、明らかに偏向が一つある。お膝元の萩城下及びその周辺域の記事が多分である。

両年における特記事項は、先記の通り藩主の交替、朝鮮信使の来朝（注18）、新藩主の縁組、三年閏五月下旬の大雨洪水（阿武川に流木が充満した）、二年七月の美祢郡河原村（現美祢市）の痢病死三六〇七人などである。なお、二年九月初日に発令されたという藩財政逼迫に伴う儉約令などの改革に関する記事は明瞭には当日記からは窺われない。

天変地異として、三年十月八日夜の地震（注19）、同年十二月の大雪（朔日深さ六〇七寸、十四日夜三〇四寸）がある。後者に関連しては、前大津宰判で「大雪二付而飢死〇、へ死」の発生を見た旨の記事（十二月四日）が見える。月別降雪日数は、二年正月が六日で最終降雪日が正月二十五日（新曆三月四日）、十月が一日で二十日（新曆十一月十九日）に降霰、十一月が三日、十二月が七日（なお、「寒天」と記す日数が別に一〇日）。三年正月が五日、二月が二日で最終降雪日は二月二十四日（新曆三月二十二日）、九月が一日で二十五日（新曆十一月十三日）降霰の記事、十月が四日、十一月が一日、十二月が八日。ちなみに、降雨日数は二年の場合、三三九日間（注20）で一〇一日、三年では三二二日間（注21）で一〇〇日。三年閏五月は実に二九日中一六日が降雨日で、二十四日晚から大雷雨、翌二十五日洪水。

が、両年は比較的無事平穩な年であつたようで、事実豊作が続き、三年十一月には幕府から米穀の貯蔵が促されている。

そのために、逆に冒頭に掲げた記事が胸を打つ。天和元年（延宝九年）は凶作に見舞われた。大津郡通浦（現長門市）で買米なし（二年二月十二日の条）、萩町で米不如意のため今・来月の他国米入津を認める決定（同年六月十日の条）の記事でも確信される。十二月二十七日の記事に、今年中、藏元及び米屋方役人の勤務日数が三〇〇日を超えたとして、金一歩宛の褒賞を授けた旨のことが認められる。この年一年は三五四日である。

行倒 行倒の記事が二年に多い。月を追って数をあげると、正月三人、二月四人、三月三人、四月二人、六月二人、七月三人、八・九・十・十一・十二月各一人。二月十六日の二例及び十一月二十五日の例では「飢死」と記される。計二人、うち男一人、女一人。年齢別では、二十歳以下三人、四十歳以下四人、七十歳以下六人（他は年齢不明）といった具合で、最若齢者は十二歳（男）。地域別になると、美祢・前大津・熊毛・山代・吉田の宰判で各一人、奥阿武宰判で三人、そして残りは萩町あるいは隣接域である。

三年は目立って少ない。正・二・閏五月の各一人、計三人にとどまり、いずれも男。萩町と船木・熊毛の両宰判で各一人。二月朔日の記事には、宇部村（現宇部市）の砂浜で六十歳ばかりの禪門と見うけられる死骸を「犬くい出し首をくひきり置申候」とある。

走り つまり欠落・出奔の記事も目立つ。開巻の山代宰判の例が何を置いても特筆されるべきだが、これを除いて二年で九件、三年で八件記載されている。単独実行は三件にとどまり、ほとんどが一家あげての脱出行。原因は経済的逼迫によるものが第一だが、殺人未遂を犯して逃亡した例や駈落の例（小商人三十四歳と長府藩士の下女四十歳ばかり）など異色も見える。

さて、つぎの例も異色に入ろう。集団逃亡である。組織的徒党性を帯びた、所謂逃散の例である。

○「国司与三兵衛殿領分之百姓とも去比銀山領中小屋へ走り居候付、彼所御庄屋より国与三兵衛殿へ飛脚壱人差越候、云々」（二年二月三日）

「銀山領中小屋」とは中木屋村のことで、現在島根県津和野町に属す。国司与三兵衛、名は広直、のち元禄年間

当役を任ず。国司家は寄組、延宝年中の分限帳によれば、総知行高一九〇〇石、その内訳は阿武郡嘉年村（現阿東町）二一〇石八升、厚狭郡万倉村（現楠町）一六八九名九斗二升である。^{（注2）}したがって、走り百姓は嘉年村のものということになるが、他国他領とはいえず、直線距離でおよそ一五キロメートルほどの隔たりしかない。

○「玖珂郡久原村御庄屋九右エ門と申者、今日注進候、名付左二記之（以下省略）」（二年四月八日）

玖珂郡久原村は現在周東町。兼重三右衛門は熊毛宰判の代官。村庄屋自身が走るとは尋常ではない。妻と三人の娘、そのほか二家族七名に下人など单身者四名を加えた計一七人（男八人、女九人）。ちなみに、『防長地下上申』（元文三年八一七三八）の書上げによると、久原村の総田畠高は四六八二石余、戸数五五九軒、総人数一七六八人である。

そして、極め付けがつぎの一件。

○「夜二入勝間田権左エ門罷出申出候趣、松平大隅守殿船奉行長崎猪右エ門鎌田伝兵衛伊地知木工右エ門と申者より以飛脚申越候趣ハ、長州宇部村之者と申男女廿五人日向国しふじと申浦へ旧臘廿八日小舟二乗着岸、彼地住宅仕度由申候へ共本国より之手かた無之付住宅不叶、左候内夜中乗舟を瀬へ乗懸難儀、漸右之人数荷物等陸へ揚ケ乗舟令流失候付、帰国不相成彼地ニ差置候、弥宇へ村之者無紛候ハ、人被差越被召返候様ニ右之仕合ニ付飯米等も払底及飢体之由申来候、右之書状勝間田権左エ門致持参、外記殿被成御相对様子被聞召候事」（三年二月十八日）

男女二五人が、小舟一艘を頼りに南九州の志布志まで逃避行を演じたというもの。志布志は現在鹿児島県（大

隅国）に属するが、当時は日向国に属した。宇部村（現宇部市）から志布志まで隔てること直線でおよそ三〇〇キロメートル。二年十二月二十八日志布志浦に着岸、該地への居住の意を表明。手形不所持につき聞入れられるはずもなく、その上、使った舟が瀬に乗上げたため荷物は取揚げたものの、流失させてしまふ禍難が加わった。かくて、身動きならず立往生、しかも食糧が底をつくという情況下、当地を治める島津藩船奉行から飛脚が寄せられたという内容。

宇部村は、永代家老福原氏の知行地、『防長地下上申』（享保十九年八二七三四〇書上げ）によると総高四八四二石余、総戸数三八八軒、総人数一四三三人である。

この後日談は、同月二十五日「走百姓」請取りに船で二人の者を派遣することを決定（二十六日の記事）、飛んで五月十八日晚、薩摩へ礼使の飛脚二人が出足、閏五月五日昼、その兩名が帰参し慰勞銀一枚を授かっている。当該日記三・四月分の欠落が響いて、逃散に至った事情や経緯を詳らかにし得ないし、彼らの辿った運命も明らかではない。

右のほか、二年十二月三日の記事に、昨日のこととして室積浦（現光市）の者一家三人と都濃郡久米村（現徳山市）百姓一家がそれぞれ走ったが、示し合わせの共謀ではないかとの付言が見える。また、逆に他領からの欠落者もあつた。二例とも津和野領民、一つが小畑（現萩市）、もう一つが阿武郡高佐村（現むつみ村）に身を預けるといふもので、津和野藩から身柄引渡し（注5）の要請が寄せられている。後者は、木部村（現益田市）庄屋の下女の事例で酒屋に身を潜めているといふ。

さて、以上の事例をどう読むべきか。比較検討する同種の史料が容易には見当たらない。ただし、先行の研究に宮崎克則氏の諸論があり、とりわけ「近世初期の大名権力と『走り者』返還——豊前細川氏と周辺大名について」（注26）は道案内に格好である。元和・寛永期という江戸初期（十七世紀前期）、萩藩領から豊前細川氏領への走り者の事例が明らかにされており、小倉に周防町・長門町が立つほどであったということが象徴するようにその数は多分に及んだようである。慶長六年（一六〇一）から寛永六年（一六二九）四月までに萩領から豊前規矩郡への走り者数が一五六二人にも達していたといふのである。

また、やや時代が下る万治年間の事例が二つある。毛利家文庫の大記録に見えるもので、万治三年（一六六〇）五月二十八日付けで、阿武郡須佐浦（現須佐町）漁人の集団欠落について筑前福岡藩に対し返還を求めたもの。一つが万治二年八月二十二日、四軒の男女計二人（男二人、女一人）が野北浦（現福岡県志摩町）に転住し早くも耕作についているといふもの。もう一つが同三年五月十一日に同浦漁人七軒男女三二人が玄海島（現福岡市）へ逃げたといふもの。これを載せる「明暦元年以来自他国人沙汰之吏」には寛文元年（一六六一）までの事項を記すが、集団欠落の事例は右に限られている。万治制法と称されている寛文元年七月朔日の箇条には「百姓走り申さざるよう」、事前に察知した場合は村役人へ申出よう、走り百姓が出た場合は組合百姓で探索しよう沙汰されていたし、「走百姓出船の事、いかにも心元なく候、御国中津々浦々しまり能様二」とも沙汰されていた。（注27）

不審者狩り 萩町内に、非人でもないのに店の下や寺の門などに「臥り廻」る者があるとして、二年正月六日、その捕捉が命ぜられた。即日、津守町と河原町で各一人が捕えらる。いずれも他領出身者、石州温泉津・津和野の者で一人は久しく萩で奉公生活の後、去冬から流浪生活を送っていた者、もう一人は盗人と判明して翌七日入牢させられ

ている。

これを筆頭に、以後、萩城下の不審者狩りが展開される。不審者の対象として「編笠かぶり」の例が、二年五〜六月に限って見られる。寛文十年六月七日付けで堀内における使用が禁止されていた³⁰。これまた全員が他領者で、石州の塩売商人、長府藩の陪臣、大坂の帷子売り。煩冠の不審者についても記録があり、二人のうち一人は、前々年米を盗んで国退を命ぜられた者（二年四月十一日）。見廻り役から報告のあった不審者の数を月別にまとめたのが表1である。二年の前半に集中している。編笠被りのほかに他領者で不審者と書上げられたものに次の例がある。一人は石州銀山領の者で、山口一の坂銀山³¹の繁昌ぶりを聴きつけて足を踏み入れたものの、口過ぎにありつけず、萩町を徘徊するうちすりを働こうとして逮捕された例（二年五月二十九日）。火番所にふうと現われた両親なしの豊前小倉者の例は即刻国境まで村継ぎで送出されている（二年九月二十七日）。上方から来て萩町内に投宿する「野郎」及びその仲間三人を張込みの上捕えたという話もある（二年八月二十四日）。

萩町見廻り役が、過日二度にわたって悪人を捕えたとして褒美錢一貫文を授つたのは三年閏五月十七日のことである。

表1には、すりの逮捕件数も併載しているが、この中に他領者四人がいる。二年正月十八日に捕えられたすりは、肥後熊本の出身者、三年前出国、去年下関へ、そしてその後は岩国・広島と流転して正月十五日萩領内に入り、十六日萩城下へ辿り着いた旨の行状が記される。同年六月二十九日、城下最大の祭礼であった住吉神社祭りに下関からやって来て巾着を盗んだのは豊前小倉者であった。ちなみに、同祭りで巾着を盗まれた美祢郡岩永村（現秋芳町）百姓の所持銀は五匁七分³²であった。もう二人は、石州銀山領と長崎の出身。後者は山口で捕った例。

表1 月別の盗み発生件数・すり逮捕件数・不審者数

年	月	盗み (うち萩城下)	すり	不審者	計
天和2年	1	7 (1)	1	2	10
	2	5 (1)	0	2	7
	3	7	0	2	9
	4	6 (2)	0	5	11
	5	2 (2)	2	1	5
	6	4 (2)	2	1	7
	7	4	1	1	6
	8	3	0	0	3
	9	2 (1)	1	1	4
	10	0	0	0	0
	11	2	1	0	3
	12	6 (4)	1	1	8
小計		48 (13)	9	16	73
天和3年	1	1	0	1	2
	2	12 (6)	0	0	12
	5	7	0	0	7
	閏5	2 (1)	0	0	2
	6	2 (1)	0	0	2
	7	1	0	0	1
	8	0	0	1	1
	9	1	0	0	1
	10	0	0	0	0
	11	4 (3)	0	0	4
	12	4 (1)	0	0	4
	小計		34 (12)	0	2
合計		82 (25)	9	18	109

犯罪の中心は、やはり盗みである。表1に月別発生件数をまとめてみたが、すりや不審者とは異なる恒常性が顕著である。二年三月二十七日には町見廻り方が五人もの盗人を捕えたと記される。萩城下での発生率が約三割を占める。女盗人が三例、不思議にも三件とも三年五月に萩町で発生、うち一人は男をそそのかし衣類を盗み、一人はまた鎌を盗んで二日間にわたり晒されている。もう一件は、十二〜三歳の娘二人が共謀して町家に入り窃盗を働いたという事件。少年犯罪事件も同じ三年に三例見出される。最年少が十歳、これは御米方払いの俵積出所に闖入して「俵をいくり」米少しを盗取った事件。少年は直ちに赦免されたが、逆に門番三人の不注意が咎められ、過料銀二匁宛が徴収されている（十一月五日）。もう一つは、十四〜五歳兩人が侍屋敷内門番屋に入って衣類を盗み出し質入したというも

の(九月十一日)で翌日には国退が命ぜられている。そして、残る一件は、記載紙数が五丁も費やされた面白い事件(五月十五日)。侍屋敷の門で「銀子をなやみ申」す十三、四歳の男子があり、調べれば銀九七匁ほかの大金を所持していた。尋ねると、嘉万村(現秋芳町)から山芋売りに来たもので、所持銀はその売上げであるとの返事。芋代にしては高いと、さらに追究したらば、荷駄二疋の売上げ代銀二五匁も含むなどと答える。芋は「八百屋町にてうり申」すというから、そのところを教えよと詰めよつたらば、拾ったものだと言明する。翌日と翌々日、嘉万へ問合わせると判明したという話。

集団で窃盗に及んだ事件として、以下の一件を紹介しておこうと思う。三年十二月十二日の条。同月八日夜、都濃郡賀野村(現鹿野町)の米蔵が切破られ、米四俵が盗まれたが、この直前近くに滞在していた非人山伏数人の姿が翌九日朝から見当たらずに追手を送つたところ、徳地で捕え、白状に及んだという事件。その山伏の集団は計九人からなり、うち子供二人が含まれて山伏連は計七名、ほかに同類者一名という構成。安芸国人三名、石見国人一名、筑前国人三名、徳山領の者一名という出身別。山伏四人は三田尻の牢に入れられ、女子供三人は国退に処せられている。

逮捕された盗人の行状・履歴が糾弾の過程で白日の下にさらされるのは自然で、当該日記にも問々記録されている場合があつて、当世の生きざまの一端を垣間見せられる。二年七月二十二日、萩の唐樋筋でつかまつた小盗人の場合、本来佐々並(現旭村)の百姓の下人であつたが、馬持ちとなつて駄賃稼ぎを働くことがあつたものの、のち欠落して肥前長崎に過し、昨年末帰省しては方々で野菜等盗むなどしていたという。三年十一月十九日の記事、同日夜に岩国領柳井田(現玖珂町)で盗みを働いた人物について、現今は高森(現周東町)に住するものの、元来妻子もあわせ

岩国領の者で、倒百姓となつて方々を流浪、二三年前には玖珂本郷(現玖珂町)に住むことがあつたが、高森へ移住、百姓家の牛小屋端を借り住い、小商いや百姓名子をして生計を立てていたなどある。

二年十二月四日の記事も目を惹く。同朔日、山口は鰐石町で盗みに忍び込んでつかまつた盗人。生まれは宇多(現阿武町宇田のことか)、数人の仲間があり、「昼は山二居、夜々町へ出てんや物買給申候、又立小路善左エ門と申者所にて夜々参食をたき給申候」と白状した旨が記される。追剥ぎ事件もある。三年二月十三日、萩橋本で大組の侍をたばかり着物一着をはぎ取つて、近所の子供を使って質入させた下小川村(現阿武郡田万川町)百姓の俸は、相棒と方々で窃盗を働き、かつは藍町でも侍の息子の着物をはぎ取つていたことが判明している(十五・十八日の条)。

誅伐と恩赦 犯罪の実況を窺い、その取締り方を知るものとして、誅伐と恩赦の記事を拾い出すことができる。両年間で最大規模の誅伐実行は、二年六月十二日のこと。萩牢で計一七名、その内訳は盗人九名、博奕打ち五名、国退戻り二名、すり一名である。誅伐がまとめて執行されたのは、同年でほかに四月二十六日(七名)、十一月二十六日(七名)、同二十八日(三名、船木・山口・三田尻で各一名)、十二月十日(山口で六名)の計四回。単発例が他に三つあつて、刑死者は締めて四四人。罪状別では盗人一六名、国退戻り一三名が目立つ。天狗頼母子の宿主やすり・盗人への宿貸し人も含まれる。

三年の総数は二九人。二月二十六日九名(盗人四名、追剥ぎ一名、放火犯一名、「ほふたれ」^(注3)一名、他二名は罪状不明)、十一月二十六日の一〇名が目立つ。後者はいずれも百姓、厚狭郡津布田村(現山陽町)百姓五人、「子細」にて去年より籠舎としか説明がない)、阿武郡で手廻組粟屋与一右衛門と大組同姓半右衛門に「不謂儀」^(注4)を働いた百

姓二人、また同郡で「悪儀」を働いた百姓三人。誅伐回数前後五回、二九人のうち盗人は九名、国退戻りは二名である。

右のうち極刑に当たる獄門及び磔の数は、それぞれ六人と二人。磔刑はともに放火犯、獄門はすり・追剥ぎ・馬盗み・蔵盗みなどである。

一方、恩赦に目を転ずると、二年にあって最大規模のものは、十一月五日大照院(初代藩主毛利秀就)三十三回忌にちなむもので、その数しめて二七名。罪状が必ずしも明らかではないが、盗人六名が少なくとも含まれる。内訳は、萩で国退一三名、山越二名、出牢四名、過料銀二両一名、遠島免一名の計二一名、三田尻と山口でそれぞれ国退各三名である。三月十日洞春寺における恒例の千部祈禱満散で二一名、四月八日嚴有院(四代將軍徳川家綱)三回忌作善千部祈禱満散で一三名、七月二十八日藩主吉就の結納祝いで七名、八月十七日慶寿院^(吉積)二十五回忌作善として八名、以上五回、計七六名を数える。盗人が少なくとも一八名含まれるし、国退を命ぜられた者四二人にのぼる。出牢は一一名。

三年の恩赦は締めて四回。二月二十日山口氷上山における大猷院(三代將軍徳川家光)作善にちなんで一〇名、閏五月六日藩主婚礼祝いとして九名、八月二十八日広国院(初代藩主毛利秀就の長女登佐姫)七回忌作善として九名、ほかに十一月三日「慈悲」によって入牢者一命救助、その数九名、かくして総人数三七名。うち盗人六名。国退の処断をうけた者計一八名、出牢六名、別条なく赦免八名。

三年五月八日の記事に、本牢が取締のため凡そ二〇名の入牢者のうち杉崎牢へ二一三人、残りは野山屋敷に一時的に分散収容される旨のことが見える。同二十五日修理が完成し、前例に習うとして悪人へ宿貸しの入牢者一人が

放免されたともある。

さて、誅伐の中で注目されてよいのが、国退戻りの数である。兩年で一五名に及ぶ。片や恩赦で国退に処せられた者の数は六〇名に達す。二年十一月十二日の記事に、同月五日の恩赦で国退に処せられた盗人が、十一日朝には萩に立帰って再び盗みに及んで逮捕されたが、そのとき鼻がそがれており、糾弾したならば、福田(現阿武郡福栄村)で煙草一九斤を盗んで捕らえられたものの綱抜けをして逃亡、が、つかまって鼻をそがれ追払われたものだと白状したといい、さらにこの盗人と同心の国退戻りが五人も居ることが判明したと記される。このように短時日の間に立戻った例は他にも見出される。万治三年(一六六〇)九月十四日付けの町方条々(万治制法)には、「経年序密二国中二立婦隠居るにをいて八国退人ハ其理を糺し誅伐せしむべし」^(注)の一条があった。

二年二月六日の条には、一度国退に処せられながら立帰って悪儀を働いて捕えられたため「額二焼かねをあて候て又々国退仰付られ」た者が、再度帰郷して追剥ぎ三昧の悪業を重ねた旨のことがしたためられている。

武家奉公人の銀子窃盗事件(三年二月三日)、銀子方役人の算用銀横領事件(同年七月四日)の記載も見え、前者の場合、入牢の上、唐樋札辻に晒されている。後者については『毛利十一代史』に多く触れられている。

殺人 強盗殺人事件二つ。二年正月二十七日山口に赴いた阿武郡篠目村(現阿東町)百姓の忰十五歳が、むごい死に様で発見されたのが二月二日。「頭をた、きわり即時打殺、首へ繩を付、下之谷へ引おろし石をひろひかけ置」く死骸であった。同五日に山口で犯人があげられた。山口は金古曾の出身、前年霜月に親から追払われて石州へ行ったものの立帰ったの犯行であった。白状するところによれば、銀三匁二分、米一升、塩三升、芋七〇〇目、破帷子一つ

を強奪、米銀は既に消費してしまっていた。当日記は、この犯人を「山賊」と記す。

同二月九日朝、徳佐村（現阿東町）の老百姓夫婦が、寢床に鈍で斬首された姿で発見された。犯人が津和野方面へ逃亡したとの風説に、数多くの追手が操出され、津和野領柿木（現島根県柿木村）で不審者として捕えられていたところをつかまえ、直ちに徳佐へ移送。犯人は長府（現下関市）出身と判明、当所で間を置かず成敗されたようである。なお、この二事件は、先の表1に含ませてある。

刃傷殺人事件が数例ある。二年十二月二十四日夜、吉田市（現下関市）で武家の蔵に強盗を働く者があったが、直ちに発見されその場で誅殺されている（十二月二十七日の条）。これは、翌秋九月十日、殺害した側に「不屈」の廉ありとして家禄を没収された上に吉田退去という意外な結果を作っている。犯人は長府領の者であった。『毛利十一代史』によると、九月二十八日のこととして審問の際不実の申告をしたからと記される。三年八月二十二日の事件は、阿武郡吉部村（現むつみ村）で長尾山廻り役の次男が兄を切害に及んで、即自害に及んだというもの。発生原因の記載は見当らないが、兄は軽症ですんでいる。手討と敵討が各一例。大組の岡部久右衛門家において養嗣子権平がこの年二月に家督を継いだばかりのところ、草履取を手討ちにしたという事件（二年十二月二十九日朝）。原因は記されていない。敵討の方は『毛利十一代史』にも見えているもので、三年四月、山代金山谷（現玖珂郡美和町）で無給通の宇佐川半兵衛・新六郎の兄弟が、親の敵無給通の木村二郎右衛門父子を討果した事件（五月二十七日の条）。

喧嘩口論 二年七月一日の記事に、同日夕、大照院（注39）の下で殺人事件発生との報が寄せられたが、結果は「雑説」にて何事もなかったことが見える。当該日記の性格を表わしたものととして興味深い。喧嘩（注40）ことも触れられている。

桶大工の弟子同士兩人が、手間銀を巡って打擲（注41）ごとに及び、ついには血まみれの大喧嘩となって大変な人だかりができたこと（二年四月八日）、「市中以之外騒動」と記すのは、町人二人が竹の子の代銀を巡って口論、揚句は一方が頭を殴打、さらに父親と妻にも打擲を働いたという事件（二年五月二十四日）、田町でのこと、通掛りの明木（現旭村）の馬子の連れる馬が同町商人の子どもの蹴倒したことから、子どもの両親が追掛けて掴み合いの大喧嘩に発展、結局父親が咽喉をつままれ瀕死の態に陥ったという事件（二年六月十二日、馬子は後日過料で放免されている）のごとくである。夫婦喧嘩もある。今魚店（棚）の町人が玉江浦の祭礼に出かけて酔狂に至り、その揚句の喧嘩沙汰であったのだが、仲裁に入った人間がかえって火箸で肩を突かれ負傷したという一件（三年五月十七日）。侍同士の屋敷境目論議も二件散見されるし、三年八月二十日の条には、同晚椿町で喧嘩、「市中以之外騒」との報が届いたが、これも「雑説」であったと記される。

世相風俗 三年二月二十五日、花岡市（現下松市）の多宝塔（現関ヶ井坊塔婆、重要文化財指定）の中で、地元の子どもが以下の品々を発見している。三匁及び四匁札、印判、似せ札、古包丁、反古包み。これから六年前の延宝五年（二六七七）秋に、萩藩は初めて延宝札といわれる藩札を発行していた。当該日記に、上記のほかとりたてた記事はないが、直ちに焼却処分が命ぜられていることからして、明らかに藩札偽造が企てられていたものと承知される。二年三月十日の恩赦の中に、似せ札遣い五人が居る。

三年五月二十日、三人の侍が家屋を召上げられている。大組格の二人は、屋敷竈設置の数が七つ及び四つにも及んでいたからというものである。溯る天和元年正月十一日の訓示で、屋敷竈の数が二つと定められていた。（注42）もう一人の

無給通格の者は、素姓不確かな寡婦などに貸家をしていたからというものであった。

誅伐のところで少し触れておいたが、博奕あるいは天狗頼母子に関する記事が少なからず見うけられる。二年三月二十二日には、博奕打ち及び宿賃の計六人が入牢の裁決を下されている。宿主は萩町雑賀下の者、博奕打ちは大組侍の下人三人と坊主一人、それに町人一人。同年十月十一日には、萩渡り口で見廻り方が喧嘩騒ぎと聞きつけて立寄ったならば博奕の現場であったという一件があり、翌日究明の結果、居合わせた四人のうち二人が所謂博奕打ち(カルタ打ち)で、ともに備中もの、下帯に銀子五、六〇目を所持していたと記される。同年十一月十日の萩呉服町の市でつかまつた四人の究めによつて、三田尻宮市の町人が博奕を打ち且つ宿主をも働いていたことが発覚したほか、厚狭市(現山陽町)などにも同類があり、示し合せては方々で博奕を仕廻っていることが判明している。三年七月三十日、過日侍屋敷に盗み入つて捕えられていた盗人が、その月のはじめ大組の組員宅などで博奕に及んでいたことも白状して、共犯者五人(他組員四人、百姓一人)と宿主二人の名が上がり、翌日探索。最初につかまつた盗人の逃亡沙汰も起こるといふ付録もついている。

二年六月二十五日、松本市外れの無人の侍屋敷で多人数こぞつて天狗頼母子が催された。「此間市中方々にててんぐたのもし仕」るとの風聞をうけて隠密裡に探索を進めていたところへ、翌七月の四日、萩城下の平安古の侍屋敷で開催中との聞込みで踏み込んだらば、六日までに総勢九人が搦捕された。道具が押収されて、当職自ら実地見分を行っている。その内容は、櫃一つ・錢箱一つ・小つづら二つ・帷子包二つであった。

誅伐者の中に「ほふたれ」と形容される人物があったが、「ちつくり」との異名をとる人物もあつて、ともに方々で博奕に明けくれるため追跡が続けられた話もある。「ほふたれ」者は、二年十二月十六日、徳地の金山に潜伏中と

の情報から、同日夕捕えられて入牢している。究めによると、この人物、根本は津和野の者で、のち奈古(現阿武町、当時徳山藩領)で浪人、萩で奉公したが悪業のためか国退に処せられ、一時広島で暮らし、二年前宮市に戻つたものといひ、逮捕時には妻を同伴していた。

三年五月十六日深夜、辻相撲を行つた十四、五歳と十七、八歳の町人男子二人が萩飯田町で捕えられている。翌閏五月の朔日には、これを捕えた者三人に対し褒美銀一〇目ずつがあてがわれている。

宮市の娘が法度の地紅縫綾金の帷子を着用していたとして過料銀三両の咎めをうけたのが二年六月七日。華美奢侈の咎め沙汰は、このほか次のような例がある。三年七月九日、過日萩住吉の祭礼の折、通り物は軽くと触れられていたにもかかわらず、魚店町のものが「殊外結構成仕出し事々敷候」として町年寄両名が閉戸を喰つている。こういう話もある。同年六月十七日のこと、同晩南明寺観音参詣が多人数にのぼるとの報により、万一不心得者もあるかも知れずと監視役が派遣された。というのも、去る閏五月二十八日將軍家嫡男徳松君の死去に伴い、高声鳴物が禁ぜられている最中であつたからである。橋本から観音堂まで一〇間か二〇間毎に監視の者を立てたといひ、さらには当職毛利外記自らも同晩参詣して、参詣人相手の茶屋や店の撤去を命じている。

最後は女敵事件。肥中涌浦(現豊北町)で人妻と十五歳の男子が当春ごろから「無作法」のかどあるにつき、夫がその男子と妻を「射留」めたといふもの(三年六月八日の条)。

火事 「今日市にて火事と申風説有之、市中騒動仕候へ共偽にて候通、其故追付しつまり申候、云々」、「平安古之あたりニ火事と申候て市中以之外さき申候へ共雑説にて無別条候、云々」。この記事は、ともに二年四月二十日

のものである。同じ日に、近くで二つの火事の空騒ぎがあったというのも面白い。萩雑色町で「田ほでを焼候て(火照)ほでり強候付而大体火事と見あやまり市中騒申候事」(三年五月五日)、「市中火事と申候て以之外さわき申候(中略)わらあくを焼申候を見損」(同年六月十七日)や同七月二十八日侍屋敷内の井手焼を見誤って、海潮寺・報恩寺で半鐘が打ち鳴らされるまでの騒動に立ち至ったというものもある。

これらは、当時いかに火事に神経を尖らせていたかを物語っている。この日記の前年、つまり延宝九(天和元年)二月十日、萩城下において侍屋敷六二軒、町家一五四軒が焼失するという大火災を体験していた。

当該日記に窺われる大火を拾い出してみよう。大火の目安を焼失家屋一〇軒とした。なお、毛利家文庫・諸省の「古来火事之記」によると近世前・中期の萩における大火は、前に万治二年(一六五九)三月十一日の焼失一三六軒というのがあるにとどまる。また、当館蔵県庁旧藩伝来記録の「古来火事記」には、寛文三年(一六六三)正月二十八日夜の毛利隠岐守(大野毛利家)屋敷より出火し、一八軒の武家屋敷を類焼させたことが記される。

二年三月二十三日昼午の下一刻、平安古の大組山県勘左衛門宅より出火、折から南風強く、堀内さらには城内にまで火の手が延びて、「堀内金剛院へ火飛、夫より北ノ方本町を北へ、浜手迄焼ぬけ宮崎(社)二而火焼留り申候」と記される大火。晩六つ前に鎮火したが、侍屋敷七三軒、町屋七軒、宮崎社、金剛院ほか七ヶ寺、大下馬一ヶ所、春日社の霊社一宇、城内煙硝蔵の番小屋の焼失という罹災状況であった。同四月一日未の刻、赤川長右衛門宅より出火の火事で類焼一六軒。同十月十五日山代宰判南桑村(現美川町)で三〇軒焼失。同二十二日戌の刻吉田市(現下関市)で二四軒焼失(札場も焼失)。同十二月二十三日子の刻宮市(現防府市)で二軒焼失。

三年七月二十八日五つ時都濃郡鹿野市(現鹿野町)で二三軒焼失、同九月十一日山代中津市で本家一五軒等焼失、

同十一月十一日山代宰判深川村(現錦町)小山で百姓家三二軒と米五〇石余・雑穀入りの蔵一軒焼失。

表2は、町方と在方とに分け、月毎の火災発生件数をまとめたもので、右大火の例も含めてある。一つ規模の大きな山火事がある。二年二月十四日、徳地堀村(現徳地町)の御立山の麓で、道心者が小庵を新造しようと野に火をつけたところ燃え拡がり、二町×五町の広さを焼失させたというもの。原因者の道心者は逐電したと記される。

小火も含めてあるから結構な数にのぼるが、焼死者は皆無で、牛が一疋犠牲になったにとどまる。天和二年四月の町方での件数、天和三年在方での件数がそれぞれ多い。季節的には春と冬に多いことがわかる。また、六〇件余りについて、時間が明記されており、これを朝(暁前)・昼・夜(夕)に分けてみると、夜が六割を占め、次で昼が凡そ四分の一という割合になる。

表2 月別火災発生件数

年	月	町(うち放火)	在(うち放火)	計(放火)
天和二年	1	3	0	3
	2	1 (1)	1	2 (1)
	3	2 (1)	1	3 (1)
	4	12 (4)	2	14 (4)
	5	1	1	2
	6	0	0	0
	7	0	0	0
	8	1 (1)	0	1 (1)
	9	1	3	4
	10	0	1	1
	11	1	5	6
	12	7 (5)	2	9 (5)
	小計	29 (12)	16 (0)	45 (12)
天和三年	1	3	3	6
	2	2 (2)	10 (1)	12 (3)
	閏5	0	0	0
	5	0	2	2
	6	0	5	5
	7	1	3	4
	8	1	7	8
	9	1	5	6
	10	2 (1)	5	7 (1)
	11	1	8	9
	12	5 (2)	1	6 (2)
		小計	16 (5)	49 (1)
	合計	45 (17)	65 (1)	110 (18)

二年三月十二日の記事に、こういふ話が記されている。十日夜、三田尻町（現防府市）で一軒焼失という火事があったが、直ちに不審者（福川八現新南陽市、当時徳山領の網船乗り）がつかまり、白状したところによると、仮寓していた姉の嫁が先から追い出され、一夜をあかすべく暖をとる煙草を喫う中に、火を消し忘れて落眠したため、気付いたときにはもう遅く、逃げるばかりであったと。同十一月十六日、萩浜崎新町の小商人の「ろくたい」（土公台、竈のこと）から庭に火が移って燃えあがるころ、隣家の座頭が気付いて鎮火させたという話もある。この座頭、同二十一日褒美銀二両をあてがわれている。三年閏五月二日には、徳地宰判堀村の百姓家に雷が落ちて火事になり、焼失させたという事件もある（同九日の条）。

火災発生の原因が、数は極く限られるものの記される場合がある。炬燵にまつわるもの三件が多く、焚火が燃え移って萩松本の百姓家九軒焼失という事例（三年十一月二十七日）もある。そして、原因の最たるものが、差火つまり放火である。表2にも示したように一八件にも達している。ただし「差火か」と疑問を付されるものも含めてである。

差火 萩鍛冶屋町の鍛冶屋の背戸菰塀に藁すさをもつて火付けした事件（二年十二月二十七日、別条なくすむ）、同じく萩侍屋敷前の齒染垣に火をつけたもぐさを差し込んだ事件（三年二月六日、無難に消火）、差火道具の藁に火付けの木が同侍屋敷門脇に添え置かれていた事件（二年四月十日）などのほか、三年二月二十四日夜、熊毛郡塩田村（現大和町）の百姓家で、同家人の「気違」女が火付けして焼失させた事件も記録されている。差火あるいは投火で焼失（半焼も含む）した家屋は少なくとも四軒を数え、既に記した二年十二月の吉田市・宮市の大火も、差火の疑いがある旨記されているのである。

磔刑に及んだ事例がある。二年四月十三日、萩塩屋町で廂の上に投火した事件が発生、翌十四日隣家の住人十四歳が犯人として捕えられ、即刻入牢、翌十五日には唐樋札場に晒された揚句、同二十六日大屋牢において磔刑。三年二月二日払暁、萩上土原で侍屋敷裏手の小屋から出火し屋敷は灰燼に帰した。当屋敷の主は、江戸行き、妻子は在郷住いで貸家の状況下にあった。翌三日、大組付き侍の下人が犯人として上げられ自白、盗みに入った序に放火したという。二月二十六日、大屋牢にて誅伐磔刑。お七火事と称される江戸大火の発生が、二年十二月末のことである。

以上、社会に違背する人々、社会からこぼれた人々の諸事件、諸事象四方山を書きつづつて来た。領内法たる万治制法が整ってから、およそ二〇年の歳月が流れている。ともあれ、この日記には自在にして生々しい人々の生きざまが垣間見えるといえようし、十七世紀後半の一領内をよく鳥瞰し見届けたものとして得難い史料と思うものである。

これから、筆者の関心のままに、鶴と鯨の話に転開させる。

日記には、決してこの二種の動物しか登場しないわけではなく、萩城の壕には白鳥などが飛来し、監視小屋まで設けられ、城内の鶴小屋に飼われていた記事もある。鷹狩りに必要な鷹や隼の巢が大鳥や向津具で発見あるいは観察されていた事実もわかる。また、城壕に鰻が居つくとして、御歴々の面前で狩猟されたこと（三年十月二十一日）も記されている。先大津宰判の百姓が初雁二羽を打出して藩府に送り届けて来たこと（二年九月六日）や奥阿武宰判や大津郡で初鮭一尺が採れ、これも送られて来たこと（三年八月十九日・二十七日）も見える。

だが、しかし、鶴と鯨の記事量に及ぶべくもない。当時いかに、この両動物に関心が注がれていたか推測するに余りある。

鶴は、大型の渡り鳥である。わが国で越冬する。今日こそ、絶滅に瀕する動物として国際保護鳥の一つに掲げられており、わが国においても飛来地及び生息地が大きく三か所に限定される状況にあるが、往年は津々浦々という形容が過言でないほど飛来していたのである。吉祥の具現物として信仰の対象になって来た一方、大鳥ゆえに狩猟の格好の対象ともなっていた。「鶴は延寿吉祥の象徴であり、鶴の料理は珍重され、獲物の鳥としては最上位におかれ、体形雄大で、自然界にはない鷹による鶴猟は至難の技でもあったため、吹聴さるべきものであった」と説くのは、吉川弘文館『国史大辞典』の「鶴御成」の項である。鷹や隼による所謂鷹狩りの好対象になっていたものであり、例えば、江戸前期の絵師久隅守景（生没年不詳）の筆になる「鷹狩図屏風」は、丹頂・黒鶴（ナベヅル）や白鳥などを捕える鷹狩りのようすをよく伝えている。また、その成果を祝い記念して絵馬に著わし神社に奉納する場合もあり、山口県下に管見の限り一二面を見出すことができる。

こうした中、始まりは未詳ながら、將軍家と特定大名間に鷹や鶴などの下賜・献上が慣例化しており、当日記中にも將軍家献上用の鶴の吟味が行われていたことをつきとめ得る。二年三月七日、須佐益田氏の所領内で捕えられた鶴一羽について、献上予定であるから羽に塩づけせぬよう指示している。「楊井三之允裁判所御庄屋九郎兵衛と申者、柏鶴老羽討差出之由、御蔵本兩人より申出候付、申伺候處、此已後真鶴討出申さざる時は御献上にも相成べく候条、□目旁念を入羽なども損申さざる候様二御仕置仰付らるべく之由候付而其段兩人へ申遣候事」とは同年九月二十三日

第一の記事で、將軍献上の鶴は真鶴の方が選ばれていたようである。三年九月二十七日の記事に「地福村（現阿武郡阿東町）ニ而真鶴老羽……うち留差出候、則塩仰付られ明日之御荷物便江戸差送らる筈候事」と見えるし、同十一月一日には阿武郡徳佐村（現阿東町）で真鶴一羽・黒鶴二羽が捕えられたが、真鶴の方を老中連が直接見分した旨が記されたりする。

二年正月十五日の記事には、先に大津郡で鶴四羽・雁一羽を打出したことをうけて、当時萩にお預けの身上であった甲府宰相徳川綱重の家老島田淡路守時郷へ、昨年は数少なく実現しなかったが、今年は鶴をいずれ遣いやるとある。かくて、鶴は盛んに狙われた。後年のことながら、享和三年（一八〇三）には鉄炮の餌食になった鶴の数が七五羽にも達し、無益な殺生と批難される場面もあったほどである。

当史料による種別・地域別に分析した捕獲状況を表3に示した。

黒鶴つまりナベヅルが一番多い。丹頂が僅々一例ある。これは、三年二月二十五日の条に見えるもので、小郡宰判において三戸勝左衛門組の者が打出し、「入念仕置」が命ぜられている。ちなみに、現今、本県熊毛町八代に飛来しているのはナベヅルである。今日と比較して、飛来時期がやや早く、飛去時期が遅いように看取される。

地域別では小郡宰判が圧倒的に多い。当地域は、樫野川河口に広大な開作（干拓）地を抱えていたことを念頭に置くべきだろう。これに大津・阿武方面が次ぐ。領内を見わたしたとき、捕獲の見えないのが当島・徳地・美祢の三宰判に過ぎない。三年九月に限られることだが、萩の沖合四〇キロ余りに浮かぶ日本海の孤島見島で、四日雁四羽とともに、二十四日同じく雁二羽とともに、それぞれ黒鶴五羽と三羽（鶴の種類不明）、そして十二日に黒鶴一羽の計九羽も打出されているのが目を惹く。

表3-1 捕鶴の種類別状況

時期	黒鶴 (ナベツル)	真鶴	丹頂	不明	計
天和2年1月1日～3月22日 (新暦2月8日～4月29日)	1	2	0	16	19
天和2年9月22日～3年2月末 (新暦10月22日～3月27日)	21	10	1	12	44
天和3年8月24日～12月末 (新暦10月13日)	28	10	0	5	43
計	50	22	1	33	106

表3-2 捕鶴の地域分布

宰判名	時期	天和2年 1月1日～ 3月22日	天和2年 9月22日～ 3年2月末	天和3年 8月24日～ 12月末	計
		大島	0	1	
山代	0	0	1	1	
上関	0	0	1	1	
熊毛	1	6	0	7	
都濃	1	2	0	3	
三田尻	1	1	2	4	
小山郡	7	14	13	34	
船口	0	2	0	2	
吉田	0	4	1	5	
先大津	4	1	1	2	
前大津	0	9	3	16	
(大津郡)	4	1	1	2	
奥阿武	1	—	—	4	
(見島)	1	2	7	10	
その他・不明	0	0	9	9	
計	0	1	1	2	
計	19	44	43	106	

当時、城内で飼育されてもいた。二年正月二十五日の記事に「御城御飼鶴玉をうみ申出候」、同二十八日には「生巢之御鶴女鳥、去年十二月二相煩候處、昨朝より又右之足くもでを痛申候通御鳥飼申出候」とそれぞれ見える。さらに、三年十二月二日には、城壕の白鳥を城中の鶴の空き時に置いたとも記されている。

こういう話も書かれている。三年十月のこと、吉田宰判宇津井開作（現下関市）に鶴と雁が折々見つけられるので、御用に立てるべく「地下うち」の窺いが出されたところ、「早々地下うち」して残らず藩府へ差出すよう指示が下さ

れたのだが、六日後の十五日、「鶴雁之儀うち申候へハ鴨に支り申候間、鴨計御うたせ然るべし」と変更されているのである。

鶴を食したという話も見える。三年十一月二十日の条、小郡宰判で去る十八日打出された真鶴一羽について、下腹をうたれて用に立ち難いとして、同晩「番（伴）食」したというのである。決して珍しい話ではない。大名間等の贈答品に塩鶴というのがしばしば選ばれていた。

三年十一月十四日、前大津宰判・大島宰判の百姓各一人が、鶴の「ももけ（朧）、内腸を籠抹に扱ったとして過料銀二両の処罰をうけている。

鯨に話を移す。ここで、先ずよく承知しておくべきことは、溯ること僅か五年前の延宝五年（一六七七）、葶網による網捕り捕鯨が開始されたこと、天和元年沖浦（外海）捕鯨が開始されたことである。また、延宝五年鯨組を構える通・瀬戸崎（ともに現長門市）両浦が網代をめぐる紛争を防ぐため覚書を取交わし、さらに同七年には内海の網代は両浦の催合捕りとの協定も結ばれるに至っていた。

すなわち、捕鯨業発展の基礎固めが行われて間もない時期に当たっていたことである。これには大いに藩も加担していたわけで、関心の度は甚だ高かったことになる。二年正月三日が初記事、「昨夜肥中（現豊北町）二而七尋物之鯨老ツ取候由、河原小四郎申出候」。そのあと「湯浅小右エ門罷出候、昨日かよひ沖浦二而十一尋之せみ鯨、五尋之子くしら取申候由申出候事」（同七日）、「湯浅小右エ門才判所紫津浦（現長門市）にて今月十五日長須鯨拾五尋物老本、拾尋物老本取申候事」「同人才判所帆留口にて座頭鯨九尋物老本、昨十六日突留申之由、小右エ門申出、

与三左エ門殿織部殿聞召され候事」(以上ともに同十七日)と続く。シーズン初漁には、各浦々から競うように相次いで初尾が藩庁及び関係諸士に届けられてもいる。

かくして、捕鯨結果が逐一各宰判浦々から報告され、記録された。それをまとめたのが表4である。

二年末から三年はじめまでのおよそ一シーズンで計四八頭の捕獲実績、捕逃しを外した実質的捕鯨数は計四三頭となる。仙崎(当時は瀬戸崎)湾を中心とする前大津宰判内だけで四〇頭(別に捕逃し四頭)にもものぼる。試みに、こ

表4-1 捕鯨の種類別状況

時期	座頭鯨	蟬鯨	長須鯨	不明	計
天和2年1月1日~3月26日 (新暦2月8日~5月3日)	5	3	3	5	16
天和2年12月5日~3年2月末 (新暦1月2日)	35(1)	4(2)	2(1)	7(1)	48(5)
天和3年10月2日~12月末 (新暦11月19日)	7(2)	0	0	0	7(2)
計	47(3)	7(2)	5(1)	12(1)	71(7)

注) 括弧の数字は捕逃した数(内数)

表4-2 捕鯨の地域別状況

時期 捕獲地	天和2年 1月1日~ 3月25日	天和2年 12月10日~ 3年2月末	天和3年 10月2日~ 12月末	計
	通浦	6	18	
紫津浦	4	7(1)	1(2)	12(3)
瀬戸崎浦	0	8(1)	1	9(1)
不明	0	2(2)	0	2(2)
野波瀬浦	0	2	0	2
通+紫津	2	0	0	2
通+瀬戸崎	0	2	0	2
瀬戸崎 +野波瀬 (前大津宰判 小計)	0	1	0	1
	(14)	(40)	(5)	(59)
肥中浦	1	4	2	7
先大津宰判	2	4(1)	0	6(1)
大浦(江崎)	1	0	0	1
計	16	48(5)	7(2)	71(7)

注) +は共同で捕獲した例

のシーズン八四日間、一頭当り僅かに一・九五日が費やされたに過ぎぬ計算となる。史料不全だが、この前後のシーズンを窺ってみると、五・三二日(八五日間で一六頭)、一七・六〇日(八八日間で五頭)で、二年末から三年春にわたるシーズンの豊漁が極立つ。ちなみに、『防長風土注進案』(前大津宰判瀬戸崎浦の項)は、「延宝五年に芋網百四拾尋仕調、鯨十本取申候」と記す。さらに、比較材料として、例えば通浦向岸寺の鯨鯢過去帳をひき合に出せば、幕末だが、最大で弘化三年(一八四六)末から同四年はじめの一シーズンで二四頭、シーズン平均一二頭である。また、元禄十一年(一六九八)に始業した先大津宰判川尻浦(現日置町)捕鯢の記録(注5)に基づく、奈須敬二氏の報告によると、一六九八~一八八九年まで二五三三頭、うち開始当初の一〇年で三三三頭、一八四一~一五〇年で五一頭を記録しているという。

三年正月二十八日には、実に計七頭もの捕獲、二頭の捕逃し記事に当たる。

「一 湯浅小右エ門才判所紫津浦にて座頭鯢一ツ、瀬戸崎にて座頭九尋物一ツ、通南堂にて蟬鯨七尋物一ツ、昨日
候、并蟬鯢九尋七尋物一ツ、
ハ、其沙汰被仰付被下候様ニと小右エ門より申出被聞召届之事
かけ候処ぬけ申候、もりを付ケ鎗切仕候へ共ぬけ申候間、近浦へ寄候

一 湯浅小右エ門才判所野波瀬浦幸嶋之前にて座頭鯢子連式本、今昼取留申之通、扱又野波瀬浦瀬戸崎浦間にて又
一 河野小四郎才判所にて座頭鯢七尋物壹本、昨日取申候通今晚申出候事」
壺本鯢取申候との事

鯨の種類では、座頭鯢が圧倒的で、先の奈須敬二氏報告の川尻浦の場合と差異はない。これの大きさは七~九尋

(約二二一六メートル)におさまり、蟬鯨の最大は二尋(約二〇メートル)、長須鯨の場合で二六尋(約二九メートル)ものがある。

が、この活況の中で事故も発生し、死者も出している。三年二月二十八日の記事はこう記す。

「去ル廿六日昼、瀬戸崎沖浦にて鯨取もつそう二かけ漕もとり申候節、鯨生帰り船をはね返シ漁人とも海へはまり候へ共船に取乗り、又引戻申候処又々はね返し、乗人三十人余海へ沈候へ共助船等差出仕候内、はや夜二入風雨強不及力儀二候所二種々心遣を以大形取ケ助り、右之内三人ハ相果、死骸も見へ不申候、其外吾人怪我仕候へとも一命ハ別条有之間敷候との事」

ここで、頭記した芋網捕りの事実を検証してみよう。つぎの二つの記事で確認できる。

「湯浅小右エ門より昨朝瀬戸崎之瀬戸にてかよひ瀬戸崎寄相、座頭鯨七尋物、芋網二より取上ケ申候通、今朝注進仕候事」(二年十二月五日)

「湯浅小右エ門申出候ハ、昨三日しつ浦二において、長す鯨十一尋物忒本参、二本とも二あみかけもりを付申候処二、以之外内波つよく、存俣二働不相成、忒本ハ取放、忒本取留申候、俣取放候忒本ももり今日瀬戸崎より四五本付候間、遠方二ハ参間敷候、北浦之浦へ寄右之もり有之鯨にて候ハ、通ひせと崎へ被遣候様二自然近日寄鯨有之候ハ、検使被遣候様二と申出候、今年もか様之儀二而とり御座候間、御裏判役衆へも申出候との事」(三年正月四日)

通・瀬戸崎両浦の関係も協定に則り順調にいつていたことが窺える。両浦「寄相(合)」との記事は、しばしば散

見されるところである。

運上銀に関する記事が覗かれるところがある。三年八月の日記の末尾に、年月不詳の二日から五日までの日記が添えられているが、この五日の記事に、先大津宰判のこととして、鯨網上納銀五貫、鯨運上銀三貫七五〇目とある。

「防長風土注進案」によると、延宝七年春から鯨運上銀一頭当り三〇〇目、天和元年暮から同三五〇目という。また続いて「網御仕入銀返納之分は今度之五貫目二而すきとらち明申候」とも書かれる。

「昨日於通浦江豚六拾四喉取申之通、是も御運上拾歩老二相定候付、鯨半分程之御運上有之通注進之事」という三年十二月二十三日の条も参考として付記しておきたい。

最後に、同じ仙崎湾のこととして特記しておきたいことがある。三年十月十四日の記事。

「昨日暮過ニせと崎二而鯨四百喉、大日比(現長門市青海島)二而忒百喉取申之由候、今年仕初メ之由候、網二而引申之由、湯浅小右エ門申出被聞召候事、此已後以此ふりの儀は十歩一被召上管候事」

これは、鯨網始業の記事である。「長門市史 民俗編」は、「通の沿岸を漁場とする鯨網は宝暦年間にさかのぼる」と述べているが、これでその説は改められることになる。運上銀が、江豚と同じ十分の一であったこともわかる。下つて十二月四日の条には、「先月廿七日……紫津浦二而瀬戸崎之者、鯨三千四百喉引申候との事」とあって、鯨網業活況のさまが明らかである。

かくて、仙崎湾諸浦は、鯨といひ鯨といひ網捕り法の導入によって一盛期を醸し出したことを十分窺い得るのである。

走りと盗みと差火、鶴と鯨（吉積）

五〇

(注1) 佐伯長右衛門は、山代^{さましろ}宰判の代官。山代は、安芸・石見両国に接するところで、現在の玖珂郡と都濃郡の一部に当たり、造紙特別地域として山代紙と称される半紙が生産された。

(注2) 「苜谷」とも書き、現在錦町に属す。寛延三年（一七五〇）の書上げ（『防長地下上申』）による人数は一〇五二人。

(注3) 「しめがみ」と呼び、現在美川町に属す。寛延二年の書上げ（『防長地下上申』）による人数は七五一人。

(注4) 現在錦町に属す。寛延三年の書上げ（『防長地下上申』）による北分・南分合わせた人数は一〇一四人。

(注5) 現在本郷村に属す。寛延三年の書上げ（『防長地下上申』）による人数は三三三人。

(注6) 本郷村の略と考える。寛延三年の書上げ（『防長地下上申』）による本郷村の人数は一二八六八。

(注7) 現在本郷村に属す。寛延三年の書上げ（『防長地下上申』）による人数は四六八八。

(注8) 中本三十一氏は「享保三年山代百姓一揆に関する史料」（『山口県地方史研究』第二六号、一九七一年

十一月）に「長州藩における百姓一揆の件数は、藩政期を通じて約五十件起きているが、山代宰判内がいちばん多く、このうち十四件を数えることができる。これは山代宰判が請紙という特殊賃租制によって苛斂誅求をうけたためだと考えられる」という。この指摘に代表される如く、山代百姓の過酷さはかなりなものがあつた。

(注9) 一門とは、藩主毛利氏の所謂一門で、宍戸・右田毛利・厚狭毛利・吉敷毛利・阿川毛利・大野毛利の六家をいい、代々家老職（当職・当役）につき、八家とは、これら六家に永代家老の称をもつた一門に準ずる益田・福原の両家を加えたものをいう。

(注10) 山口県文書館『防長風土注進案研究要覧』（昭和四十一年三月三十日発行）。

(注11) 延宝八年七月一日就任、元禄五年六月二十七日退任、途中天和三年十月三日に外記から市正に改名した。吉敷毛利家。

(注12) 大野毛利家。

(注13) 家譜には同年九月六日と記されるが、当該日記によれば、天和二年十月十一日に与三左衛門から越中に

改名。

(注14) 寄合については「今日は御寄合日二付而外記殿織部殿越中殿、朝飯後より御蔵元御出、諸事御用閉召され候、井原彦右衛門方赤川仁右衛門新山勘右衛門御末席相詰候事」（三年二月朔日）とある如くである。

当職留守中の月番制の例は、二年正月朔日の「今月与三左衛門御勤番二付而織部殿より御用物今朝御引渡（中略）与三左衛門殿罷出所勤仕候事」と見える如くである。

(注15) 毛利外記の二度にわたる江戸参府について、当該日記によると、一回目の帰萩が二年二月九日（出萩は元年のこととて不明）、二回目は出萩同七月十一日、帰萩同十月七日である。

(注16) 江戸で、老中・一門・旗本衆を招いて家督祝いが催されたのは二年六月十一・十三・十四日のことである。当日記には、七月六日の条に記される。

(注17) 繁沢二郎兵衛は、名を就充といい、これより前に江戸当役を勤めている。

(注18) 当該日記によると、二年七月十日戌ノ上刻下閣着岸、十五日巳ノ上刻出帆、十六日酉ノ上刻上閣着船、十五日と盗みと差火、鶴と鯨（吉積）

七日卯ノ下刻出船（以上往路）、同年十月十一日子

ノ刻上閣着、十二日卯ノ中刻出帆、十三日朝下閣着、十四日卯（又は辰）ノ上刻出船（以上帰路）。接待の最高責任者として、往復ともに下関へは宍戸修理、上関へは毛利織部が出向いている。

(注19) 東京大学地震研究所『新収日本地震史料』には、補遺編もあわせ未掲載。

(注20) 二月十八―三十日が脱洩するほか天気の記事を欠く日がある。

(注21) 三・四月を欠くほか、天気記載を怠るところがある。

(注22) 毛利家文庫・給禄一四「分限帳 但村付」。

(注23) 井原殿は井原彦右衛門就俊、赤川殿は赤川仁右衛門就直と思われ、ともに当職に直属した御国裏判役。

(注24) 勝間田権左衛門は浜崎宰判の代官。

(注25) ともに三年のこと、前者閏五月十一日、後者十月十三日の各記事。

(注26) 『九州文化史研究所紀要』第三十五号（平成二年三月）所載。

(注27) 細川氏の肥後熊本への移封は寛永九年である。

(注28) 企救郡とも書き、現在の北九州市門司・小倉・戸畑

走りと盗みと差火、鶴と鯨(吉積)

区に相当する。

(注29) 『山口県史料 近世編法制上』(昭和五十一年一月

二十日山口県文書館発行)による。

(注30) 『毛利十一代史』。

(注31) 慶長五年開発との伝承があり、江戸初期の短期間稼行された萩藩を代表する銀山。今も坑口を見ることのでき、金山谷・女郎町・呉服町などの地名がのこり、現旭村長瀬の往還沿いには「山口一ノ坂銀山盛りし時」(当館蔵『行程記』)の石碑(逆修石)も現存する。

(注32) 参考材料としては、三年十二月六日の記事に十一月二十日の大坂米相場が二石当り銀四五匁というのがある。

(注33) 方言に関する書物には「ほふたれ」の項はなく、当日記が表わす厳密な意味は不詳である。この種の方言や俗言が間々記されるのも当史料の面白さになっている。

(注34) 毛利家文庫「譜録」によると、粟屋与一右衛門は大坂留守居役や山代宰判の代官等を勤めた人物で当時五十歳近く、粟屋半右衛門は後年鉄炮頭を勤め当時

二十歳前である。

(注35) 管見の限り比定し得る人物見当たらず。日記には、「慶寿院様御廿五回忌之御法事於龍昌院執行、云々」とあり、当職・留守居のほか、新藩主吉就・先代綱広の名代も参じて焼香した旨が記される。

(注36) 注30に同じ。

(注37) 毛利家文庫「譜録」(岡部久右衛門利忠)による。

(注38) 宇佐川方の「譜録」によると、寛文八年(二六六八)四月五日夜、宇佐郷村(現錦町)の用をすませて帰参の途中、大原村(同前)で先年討果していた木村与三左衛門の嫡子と次男ら四人に待伏せをくらしい「親敵と呼」ばれ殺されたと記される。かくて「討重」であるとして、宇佐川兄弟は国退を命ぜられている。が、二三年後許されて大原村に浪人したとも書かれる。

(注39) 萩藩初代藩主毛利秀就の菩提寺で、その法号にちなんで銘せられた。秀就のほか、二代綱広以下偶数代藩主ほかの墓が祀られる。橋本川の左岸つまり萩城下の対岸、椿の桜江と呼ばれるところに位置し、臨濟宗、靈椿山と号す。

(注40) 注30に同じ

(注41) 方言で背の低い人のことをいう。

(注42) 銅山と思われるが、従来歴史や実態が明らかにされていない。したがって、逆に当史料の意味が増すことになる。また、三年正月晦日の記事に次のように見える。「徳地金山仕入銀のため先頃廣嶋之山田利右エ門と申町人爰元参、右之請負仕候者召連可罷下之由候て大坂罷上り、彼地之町人小松長兵衛高石屋(トヤ)と申者兩人、利右エ門同道にて昨晩着申候、云々」。

(注43) 南明寺は天台宗の古刹で、椿西の吉部という山腹にあり、阿武川の河口デルタ(萩城下)を俯瞰することができる。当国三十三観音札所の一つで、安置されるのは聖観音像。今日は山麓の収蔵庫に千手観音像とともに保管される。両観音とも重要文化財指定。

(注44) 赤川長右衛門、名は元昌(元吉とも)、大組、江向小橋町筋(大橋、現橋本橋にほど近い)に住居。

(注45) 寛延二年(一七四九)の書上げ(『防長地下上申』)によれば、南桑村の総家数は二六〇軒。

(注46) 享保十三年(一七二八)の書上げ(『防長地下上申』)走りと盗みと差火、鶴と鯨(吉積)

によると、吉田村の総家数四二二軒、うち吉田町家七六軒。

(注47) 松崎(防府)天満宮の門前町で、東佐波令に属し、寛保元年の書上げ(『防長地下上申』)によれば、東佐波令の総家数四六五軒、うち町方二三五軒。

(注48) 鹿野市は鹿野上村に属し、寛延三年の書上げ(『防長地下上申』)によると、同村の総家数は四五九軒。

(注49) 史料では「山代之中津市」と読めるが、中津は岩国領、錦川河口にしかなく、管見では特定できない。

(注50) 寛延三年の書上げ(『防長地下上申』)によると、小山は深川北分に属し、北分の総家数一五六軒。

(注51) 詳しくは拙稿「文化財ノート(五)」(山口県文化財愛護協会『山口県文化財』第16号、昭和六十一年三月三十一日発行)或は山口県教育委員会編『山口県の絵馬』(昭和六十一年三月発行)を参照されたい。

(注52) 船木宰判の代官。

(注53) 詳細は、注51「文化財ノート(五)」を参照されたい。

(注54) 三戸勝左衛門忠氏は、「譜録」によると、天和二年九月大組物頭役国司忠兵衛就貞配下になっている。国司は、物頭役として鉄炮者を預けられていた。

〔注55〕『防長風土注進案』前大津宰判瀬戸崎浦の項。

〔注56〕戸島昭「大津郡捕鯨紛議(三)——近世、通浦と瀬戸崎浦の対立」(『山口県文書館研究紀要』第20号、平成五年三月三十一日発行)による。

〔注57〕先大津宰判の代官。

〔注58〕前大津宰判の代官。

〔注59〕『長門市史 民俗編』(昭和五十四年十二月二十六日発行)二六三ページ。

〔注60〕長門市立図書館蔵の山崎文庫「從元禄十一年至明治廿七年川尻浦捕鯨統計録」。

〔注61〕「江戸時代の山口県川尻における捕獲鯨の生物学的考察」(西日本鯨研究会会報『くじら』第6号、一九九二年二月)。

〔注62〕前大津宰判瀬戸崎浦、鯨網取建の略の項。

〔注63〕二九三ページ。

※本文中の引用史料の読点或は括弧書きは筆者が施したものである。